

那珂川市ブロック塀等 撤去費補助金交付申請フロー

事前協議

※市職員が現地調査を行い、診断カルテ(様式第1号)で診断後、その結果をお知らせします。

注意事項

※工事請負契約締結前に、必ず補助金交付申請を行ってください。
※市内に事業所を有する施工業者により、工事を行う必要があります。

交付申請

○交付申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書(様式第2号)
- ②事前協議の際にお渡しする診断カルテ(様式第1号)
- ③一部撤去する場合、70点以上の診断カルテ(様式第1号)
- ④工事前の全景写真(撤去延長・高さ・範囲を記載したもの)
- ⑤工事見積書の写し(金額の内訳がわかるもの)
- ⑥市税滞納がないことを証明できるもの(申請日前30日以内)
- ⑦誓約書(様式第3号)
- ⑧所有者の承諾書(様式第4号)※申請者が所有者ではない場合
- ⑨その他市長が必要と認めるもの

※交付決定前に工事に着手した場合、補助金の交付が受けられません。

交付決定通知

※補助条件に適合しない場合

不交付

工事着手

工事内容に変更が生じたとき

○金額が伴う変更

- ①変更申請書(様式第8号)
- ②変更後の工事見積書の写し
- ③変更箇所の写真(撤去延長・高さ・範囲を記載したもの)

○金額が伴わない変更

- ①申請内容変更届(様式第9号)
- ②変更内容を記載した資料

※工事の施工中・完了後の写真を記録してください

工事内容に変更が生じたとき

変更申請

補助条件合致

補助条件不一致

変更決定通知

不承認通知

○工事完了時に必要な書類

- ①完了実績報告書(様式第12号)
- ②工事請負契約書及び領収書の写し
- ③工事完了後の全景写真及び施工中の写真
- ④一部撤去の場合、撤去後の診断カルテ(70点以上であるもの)(様式第1号)
- ⑤その他市長が必要と認めるもの

工事完了届

確定通知

※当該年度2月末までに、補助金の請求をしてください。

補助金請求

○補助金の請求に必要な書類

- ①補助金交付請求書(様式第14号)

補助金の交付